

こんなのアリ!?!とと思ったら...

あきらめないで、まず相談!

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などの場合、消費者は一定の期間内であれば、無条件で契約の解除(申込みの撤回)ができます。

クーリング・オフの例

| | |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスも含む) ● 電話勧誘販売 ● 特定継続的役務提供(エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6業種) ● 訪問購入(押し買い) | 8日間以内 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 連鎖販売取引(マルチ商法) ● 業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法) | 20日間以内 |



こんな契約アリ!?!と思ったら
クーリング・オフができるかも!

◎クーリング・オフは書面で行います。

◆ハガキの場合(簡易書留で)

契約解除(申込み撤回)通知

契約(申込み)日 平成〇〇年〇月〇日

商 品 名 〇〇〇〇〇〇

契 約 金 額 〇〇〇〇〇〇 円

販 売 業 者 名 〇〇株式会社

右記日付の契約(申込み)は解除します。
なお、支払済みの〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名〇〇〇〇



●ハガキの両面をコピーして保管しましょう。
●クレジット契約の場合は、クレジット会社へも同様の書面を送りましょう。
クーリング・オフ期間が過ぎても、あきらめずに消費生活センターへ相談してください。